

砺介組業 102 号
令和4年12月2日

関係者各位

砺波地方介護保険組合
理事長 夏野 修

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取り扱いについて（通知）

日頃より、介護保険事業の推進にご尽力賜り、お礼申し上げます。

さて、砺波地方介護保険組合管内における、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定申請の有効期間の取り扱いについては、当組合ホームページにて照会している申出書により、認定期間の延長について臨時的対応を継続してきたところです。

この度、令和4年10月14日付け厚生労働省老健局保健課事務連絡を受け、対象者は「原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できる」ととしますので、対応くださいますようお願い申し上げます。

【事務担当】

砺波地方介護保険組合
業務課 坂本
TEL0763-34-8333
FAX0763-34-8334